

平成27年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成28年6月30日現在

区分	指導監査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率(%)	備考		
特別養護老人 ホーム (4施設) 養護老人ホーム (2施設) 軽費老人ホーム (1施設)	平成27年10 月 ～ 平成28年2月	国城寮 (橋本市) ケアハウスヘリオス (広川町) 南紀園 (太地町) 南風園 (海南市) 虹 (みなべ町) 百々千園 (白浜町) 友愛苑 (九度山町)	(1)人事・職員処遇等について ・人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員については、県条例等に基づき施設長等が任命すること。 ・介護及び看護業務を行う職員については、腰痛に関する健康診断を6カ月以内ごとに実施すること。 ・夜勤職員の健康診断については、6カ月以内ごとに実施すること。	2	2	100%			
			(2)施設運営等について ・入所者の個人情報を利用する場合は、入所者から個人情報に係る同意を書面を得ること。 ・職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」及び「事故発生防止のための研修」の実施が確認できなかったため、年2回以上定期的に実施すること。 ・事故報告が必要な事故が発生しているにもかかわらず、市町村に報告がなされていない事例があったので、県通知に従い適切に報告すること。	2	2	100%			
			(3)施設・設備等について ・入所者が食堂で食事をせず、談話コーナーで食事をしていたので、談話コーナーでの食事を継続するのであれば変更届を提出すること。	1	1	100%			
			(4)入所者の処遇について ・サービス担当者会議の開催が確認できないものが複数あったので、施設サービス計画策定にあたっては適切にサービス担当者会議を開催するとともに、記録を残すこと。 ・処遇計画書(サービス計画書)第1表及び第2表の見直し確認できなかったため、必ず見直し更新すること。また、日課計画表若しくは週間サービス計画書が作成されていないため、必ずいずれかを作成し適切な処遇を行うこと。 ・入所者の入浴について、おおむね1週間に2回程度の頻度となっていたので、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供すること。 ・身体拘束事例が複数あり、説明書による家族の同意は確認できたが、検討の記録がないものがあった。身体拘束廃止委員会等の定期的な開催に努めるとともに、身体拘束解除に向けた検討を継続的に行い、それらの記録を残すこと。 ・入所者の居室における日常生活の検討について、定期的な検討が記録で確認できなかったため、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員等で定期的に協議を行い、記録を保存すること。	1	1	100%			
			(5)防災対策について ・非常食については、3日分以上備蓄すること。	1	1	100%			
			(6)衛生管理等について ・医務室冷蔵庫内の利用者の医薬品については、職員の飲料水・食品等と一緒に保管しないこと。 ・褥瘡防止対策委員会が開催されておらず、褥瘡の予防に対する検討が確認できなかったため、褥瘡の発生を予防する体制を整備すること。 ・感染症対策委員会の定期的な開催が確認できなかったため、おおむね3カ月に1回以上の開催に努めること。	1	1	100%			
			(7)預り金等について ・入所者預り金等について、入所者預り金等管理要領に規定する必要な書類が作成されていないため、管理要領に基づき必要な様式を作成し、預り金等は適正に管理すること。	2	2	100%			
			合計数	7施設	7項目 17事項	25	25	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。

平成27年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成28年6月30日現在

区分	指導監査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率(%)	備考		
介護老人保健 施設 (1施設) 介護療養型 医療施設 (2施設)	平成27年10 月 ～ 平成28年2月	白浜はまゆう病院 (白浜町) 田辺すみれ苑 (田辺市) 日比記念病院 (那智勝浦町) (五十音順)	(1)人事・職員処遇等について ・人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員については、県条例等に基づき管理者が任命すること。 ・介護及び看護業務に従事する職員については、腰痛に関する健康診断を6カ月以内ごとに実施すること。	2	2	100%			
			(2)入所者の処遇について ・身体拘束事例があり、同意書において始期は記載されていたが終期が設定されていなかったため、最短の始期・終期を設定し同意を得るとともに、組織としてその必要性を判断し記録を残すこと。また、主治医による診療録への記載についても留意すること。 ・入院患者の入浴について、施設の都合により週2回の入浴の機会が確保されていなかったため、週2回以上の入浴の機会を確保すること。	3	3	100%			
			(3)防災対策について ・非常食については、3日分以上備蓄すること。	1	1	100%			
			(4)利用料等について ・栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画は作成され、入院患者又は家族に説明し同意を得ていたが、同意を得られた日付が記載されていなかった。同意を得られた日以前から算定している事案がないか精査した上で、事案があれば自主返還すること。	1	1	100%			
			合計数	3施設	4項目 6事項	9		9	100%

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。
指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。